

○四万十町行政視察の情報提供に伴う料金徴収に関する要綱

平成23年12月 1 日告示第89号

四万十町行政視察の情報提供に伴う料金徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四万十町（以下「町」という。）が行政視察（以下「視察」という。）を受け入れ、保有する行政情報を提供する際の料金（以下「料金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 視察を希望する者（以下「視察者」という。）は、四万十町行政視察申請書（様式）を当該視察内容を所管する部署を経由して町長に提出するものとする。

(視察の日時)

第3条 視察の日時は、平日の午前9時から午後5時までの間に限るものとする。ただし、この日時以外に対応することが必要と認められる場合は、この限りでない。

(料金の徴収及び額)

第4条 町は、視察者に取組等に関する説明を行うときは、次の基準により料金を徴収する。

- (1) 料金は、資料代等を含み、1名当たり1,000円を徴収する。
- (2) 町内に宿泊する場合は無料とする。

(料金の免除)

第5条 町長が特に必要と認めるときは、前条の規定による料金を免除することができる。

(料金徴収の方法)

第6条 視察者から徴収する料金は、納付書（請求書）により速やかに納付させるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な手続等は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。